

## 連合審査会 記録

- 1 開会日時 令和3年9月13日(月)午前10時00分開会
- 2 開会場所 三次市役所本館7階議場
- 3 事 件 議案第94号「三次市過疎地域持続的発展計画の策定について」
- 4 出席委員 大森俊和, 齊木 亨, 小田伸次, 山村恵美子, 横光春市, 伊藤芳則, 藤岡一弘, 中原秀樹, 黒木靖治, 宍戸 稔, 弓掛 元, 藤井憲一郎, 新田真一, 徳岡真紀, 増田誠宏, 保実 治, 杉原利明, 竹原孝剛, 重信好範, 掛田勝彦, 月橋寿文, 山田真一郎
- 5 欠席委員 鈴木深由希
- 6 説明のため出席した職員  
【経営企画部】宮脇経営企画部長, 渡部企画調整課長, 倉川企画調整係長  
【総務部】細美総務部長, 秋山財政課長, 阿部財政係長
- 7 議 事

午前10時00分 開会

○大森総務常任委員長 それでは、ただいまより、連合審査会を開催いたします。ただいまの出席議員数は22名であります。定足数に達しておりますので、これより総務常任委員会、教育民生常任委員会、産業建設常任委員会連合審査会を開催いたします。この際、ご報告を申し上げます。本日の委員会に、鈴木委員から、一身上の都合により、欠席したい旨、届け出がありましたのでご報告をいたします。

それでは、議事に先立ちまして、連合審査会の審査方法について申し上げます。この連合審査会は、審査の一つの特別審査形態であります。審査は質疑のみとし、採決については、この後開催いたします総務常任委員会で行うこととなりますのでご了承ください。

まずは本日の審査であります。この過疎地域持続的発展計画案については、先日の議員全員協議会でも説明がございました。これまでの過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月に失効したため、新たに、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の定めに基づき策定をされたものであります。本日の審査は、この計画について説明を受けることといたします。計画案については、タブレットホルダー内の、左から2番目に掲載しておるデータとなります。

総務常任委員会の方はそれぞれ、教育民生がそれぞれ、産建の方はそれぞれ、タブレットの中に入っておりますから、2番目に掲載しているデータとなります。

次に質疑についてであります。

質疑は、各委員が平等に発言できるようご協力をお願いいたします。

なお、どの、常任委員会に所属しているにかかわらず、すべてについて行うことができますが、簡潔明瞭になるよう努めていただきたいと思います。また、執行部の説明も同様といたしますのでよろしく申し上げます。

それではこれより審査に入ります。議案第94号過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○宮脇経営企画部長 皆様おはようございます。それでは、議案第 94 号過疎地域持続的発展計画の策定についてご説明申し上げます。着座にて失礼いたします。

先ほど委員長よりも申されましたように、過疎地域の持続的発展の支援に関する土地特別措置法が施行されたことをごさいます。この特別措置法第 8 条に基づく市町村計画を策定し、引き続き過疎対策事業債を活用して各種事業を具現化するための有効な財源を確保していこうとするものでございます。基本的に前計画を踏襲し数値等は時点修正を行っております。

また、内容等は、第 2 次三次市総合計画や、まちひとしごと創生総合戦略、また、各部署所管の個別計画に基づき策定をしております。

それでは、別途資料として提出しております計画案の方をご覧ください。1 枚開いていただきますと、目次がございます。1 ページから 19 ページまでが、基本的事項として、市の概況や基本方針について記載しております。その後、施策区分ごとの主な取り組み状況を掲載しております。

5 ページをご覧ください。下から 7 行目。から 9 ページにかけまして、現在の課題と今後の見通しといたしまして、人口減少、少子高齢化への対応、7 ページに移りまして、持続できる産業の構築と就労機会の拡大。拠点性の利活用と ICT の進化への対応。美しい風土を、後代に伝える社会への転換、8 ページに入りまして、災害への対応。厳しい財政状況、財政見通し等への対応の 6 項目を挙げております。

9 ページをご覧ください。9 ページからは、人口及び産業の推移と動向について記載をしております。

16 ページをご覧ください。16 ページからが、地域の持続的発展の基本方針として、第 2 次三次市総合計画の実現に向けて、まちひとしごと創生総合戦略を踏まえて取り組んでいくこととしております。

18 ページをご覧ください。(5) 基本目標といたしまして、人口、社会増減を概ね均衡としております。(7) 計画期間は令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間でございます。

20 ページをご覧ください。ここからが施策区分ごとに、現状と問題点、その対策、計画、公共施設等総合管理計画との整合の順に記載しております。2、移住定住、地域間交流の促進、人材育成の分野の現状と課題、その対策は先ほど申しましたように、第 2 次三次市総合計画やまちひとしごと創生総合戦略等に基づいて記載をしております。

21 ページをご覧ください。計画でございますが、こちらに計上する事業は、従前の過疎計画に計上されていた事業や、三次市総合計画、まちひとしごと創生総合戦略、実施計画等に計上している事業のうち、計画期間内に実施が想定され、かつ、過疎対策事業債を活用する可能性が高い事業を掲載しております。なお、過疎債を活用するためには、この計画に事業が計上されることが必須の条件になっておりますので、可能性のある事業を、幅広に載せておるものでございます。ここでは、移住、定住促進、地域間交流推進等にかかる、5 事業を掲載し、新規事業は、黄色でマーカーをしております三次暮らし推進事業でございます。以降を新規事業は、黄色でマーカーをしております、全部で 67 事業、ハードが 58、ソフトが 9 ございます。過疎債を活用

するためには、この計画に事業が掲載されている必要がありますので、新規掲載事業は、この三次暮らし推進事業のように、現在実施している事業であっても、現時点では過疎債を充てておらず、今後、財源として過疎債を充てる可能性のある事業と、今後、新たに実施する見込みのある事業との二つがございます。事業の実施に当たりましては、市の財政状況や社会情勢の変化などを考慮し、その都度実施の判断を行い、実施計画や予算等でお示しして参りたいと考えております。したがって、計画に掲載されている事業がすべて実施できるというものではございません。また、それぞれの事業について基金積み立てができるように、過疎地域持続的発展基金積立を記載しております。公共施設等総合管理計画との整合につきましては、計画策定に当たり、記載することが求められているものでございます。

それでは 28 ページをご覧ください。28 ページは、産業振興です。基盤整備、観光振興、農業振興、商工業振興、企業誘致等に関する 27 事業で、新規掲載事業は、林道比和新庄線を初め 3 事業でございます。続いて、30 ページをご覧ください。30 ページは、地域における情報化です。こちらは 2 事業で、新規事業は ICT 利活用推進事業でございます。

33 ページをご覧ください。33 ページは、交通施設の整備、交通手段の確保でございます。道路、橋梁、農道、林道整備、生活交通確保対策、交通施設維持等に関する 108 事業で、新規掲載事業は、八次 88 号線一区工区を初め、47 事業でございます。

43 ページをご覧ください。生活環境の整備でございます。こちらは、水道施設、下水道処理施設、排水機物処理施設、消防施設整備等、防災、防犯活動等に関する 23 事業で、新規掲載事業は、水道施設運営基盤強化推進等事業を初め、3 件でございます。

49 ページをご覧ください。こちらは、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び推進でございます。保育所、福祉保健センター改修等、児童福祉推進、高齢者、障害者福祉推進、健康づくり推進等に関する 15 事業でございます。

52 ページをご覧ください。こちらは医療の確保でございます。病院、診療所施設、医療機器等整備、休日夜間急患対策等に関する 6 事業で、新規掲載事業は病院整備事業でございます。

56 ページをご覧ください。こちらは、教育の振興です。学校教育関連施設老朽化対策整備、集会施設改修整備、体育施設改修、図書館改修、義務教育の充実強化に関する 27 事業で、新規掲載事業は、学校給食調理場整備事業始め、8 事業でございます。

59 ページをご覧ください。こちらは、集落の整備でございます。集落支援、地域活動支援地域資源活用支援等に関する 5 事業で、新規掲載事業は、地域資源活用支援事業をはじめに事業でございます。

61 ページをご覧ください。地域文化の振興等でございます。地域文化振興施設等整備、歴史的地区環境整備等に関する 3 事業で、新規掲載事業は、史跡寺町廃寺跡整備事業でございます。

62 ページをご覧ください。再生可能エネルギーの利用の促進、続いて 64 ページ、その他地域の持続的発展に関し必要な事項につきましては個別事項の掲載はございません。

66 ページをご覧ください。66 ページから最終ページまでは、各事業に掲載しておりました過疎地域持続的発展特別事業、いわゆるソフト事業を再掲したものでございます。

計画事業数は合計 221 事業、ハード、163 事業、ソフト 58 事業でございます。

以上で議案 94 号に関する説明とさせていただきます。よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○大森委員長 ただいま、執行部より説明をいただきました。議案第 94 号の審査を行いたいと思います。委員の皆様の質疑をお受けしたいと思います。

○藤岡委員 改めておはようございます。それではこの議案 94 号について 1 点質問をさせていただければと思います。今回、過疎地域持続的発展計画案というところで、こちらの 12 ページ、行政組織の状況についてちょっと 1 点ほど質問というかご所見をちょっと伺いたいですけれども、今回の持続的発展計画、過疎地域のですね、持続的発展計画において、この案の中には、これまで三次市が行ってきた取り組み、そして、課題とこれからの取り組みというふうに様々に記載をさせていただいてあります。しかしながら、例えば、この過疎地域持続的発展計画というのは、中身を見れば例えばいろいろな部署に事業が跨っているかと思います。地域振興であったり、もちろん財政のところであったり、福祉保健部であったり、様々な部署が絡んでいると、そういったところでこの行政組織の状況でこういった組織の中の官職などをスリム化していったというふうな、もしくは効率的な運用をしていたというふうに記載はしてあるんですけども、ではその横の繋がりですね、いわゆる行政の縦割りとかいろいろ、世の中で言われている、そういった対策として、三次市はその横との繋がりであったり、協力、横の部署との協力というものはこれまでどのようにしてきて、そしてどのような課題があって、今後次の 5 年間に向けて、このように取り組んでいくと、そういった記載がぜひあったらいただきたいというふうに思うんですが、それについてどのように考えられているのかご所見を伺います。

○宮脇部長 行政組織の横との繋がりでございますが、確かに大きな課題の一つだろうとは思いますが。庁内では、部長会でありますとか、また、例えば総合計画等でありますとか、部長級の幹事会でありますとか、課長級の会、係長、係長級の会などを開催しております、それぞれの階級の方で相互に情報共有ができるような仕組みをとってきているところでございます。それが業務の方にも生かしていけるように、今後とも推進して参りたいというふうに考えております。

○大森委員長 いいですか。はい。他に、はい、

○新田委員 それでは何点かにわたって質問をさせていただきます。まず、20 ページ。

移住定住、人材育成の項に、現状については、触れられていて、Uターン、Iターン、Jターン、こういったところに、しっかり支援を、サポートという記述が見られますが、あの、UでもIでもJでもない。地元高校を卒業して地元へ就職した。こういったところへの支援策。まさに少子化、社会減になるだけで出てた人を戻すんじゃなくて、もともとそこで働こうと頑張ろうという人たちを、支援をどうしていくかというのが、触れてないような気がするんですけど、いやいやも、今ある制度で免許を取れば補助するし、就職のお祝いをしよるっていうのがあれば教えてください。なぜないのか。あわせて、先ほどそれが次のページの、事業計画で、これが、この過疎債を使って今後やっていく事業だというふうに、ご説明があったと思いますが、残念ながらこれ見る限り、私の判断ですよ、いやあるっていったらあると言ってくださいね。さっきの地元高校

から地元へ就職した人を支援していく、或いは補助していくっちゃうのは、見る限りどれかわからない。最後にこれ載ってないと過疎債は使えんってさっき言っちゃった。最後に基金積み立てというのがあって、もしかしたら、いやいや、それを、それ以外あったらこういうところで対応をしていくのを考えるんじゃないかということになるのか、いやこの基金積立というのはまあ基金ちゃうのは大体こう目的とか、使途を明確にされて積み上げていくもんで、これ以外の事業で何をじゃあねらって、基金とするのか。次、えーとですね。どこだったっけ。53 ページ。教育の振興の項のなんですけども、これはね学校の現状が記されていてあるんですけど、細かいことなんですけどね。中学校は 13 校でって書いてある。市立中学校は 12 校しかない。1 校は県立も入れてあるということなんか、ならならですよ。県立も考えてどうこうなら、先ほど言った、高卒就職というところをですね、市内高校をもターゲットにして、その方向を考えるべきじゃないかな。その施策が見当たらない。一般質問でも訴えてきましたけどね、高校の今コミュニティスクールそこで結構活発に論議されてますよ。行政と連携せにゃいけんとかね。とある高校なんか、地域振興課長がメンバーに入って、地元就職の橋渡しをしよる。そうこう見りゃとある高校なんか、地元就職あるのに、その数字うら載せない。一方大大学進学率に対する奨学金じゃ補助じゃ、オール何とかじゃは力入れてプレッシャーかけるのに、高校のそういった地元校、就職へ向けて、どうやるかという具体策が見えんのですけど。ここはなぜか。

次、56 ページ。一番の表ですね計画の、学校教育関連施設の校舎、小中学校老朽化対策事業、周辺事業、甲奴中学校寄宿舎学校給食とこう並んでいるハードの部分なんですけども、学校もうね 40 年 50 年の学校いっぱいありますよ。体育館も含めて、これが、新規じゃない、マーカーが入ってないということ、私はペーパーなんで、赤くないんですけど、入ってないということは、いや、これは計画があるでしょうって言いたい。古い順番にどっからこうやっていくっていう。新規も何もそれが具体的に示されるべきじゃないかと 50 年以上の校舎ありますよ。耐震化によって幾らかこうそれが補完されて長寿命図っていうのがあるかもしれんし、でもいずれにしても古いやつはいっぱいあるやつを、給食の論議時にはいずれ校舎もやるけ 50 億かけちゃいけん半分値切れって議論があったじゃないですか。ね。まあそりゃいいや。で、あえて聞きたいのは、その計画はあるのか、どう校舎と屋体と計画していくか。ここへ具体あるなら、いや、この裏側にはちゃんと具体がこうあるっていうなら、どうぞそれ教えてください。私ねそこで 1 個懸念するのがね。学校再配置。何とか計画。学校がはようなくなるのをまちようんじゃないかという気がするんですが、そんなのは考える要素にあるのかどうか。教えてください。

最後にですね。やっぱりそれの中で、東京オリンピックパラリンピック事前合宿支援事業ちゃうのが、この表にも最後の表にも載ってるのは、これはまだ後、過疎何とかでやっていく事業は何か残りがあるんですか。以上。

大まかな 4 項目。

○宮脇部長 先ほどの地元高校の、就職支援でございますけれども、この過疎の事業ではございませんが、高校生キャリア育成事業と言うので、市内の企業の方を訪問して、就職する職場の方の環境等の紹介の方をさせていただいている事業がございます。で、53 ページの、中学校の 13

校のところでございますけれども、これが記載するものになっております調査が、学校基本調査でございます、学校基本調査の方は、県立の中学校も入れるということになっておりますので、こちらは13校とさせていただきますところでございます。あと、56ページの学校の老朽化、老朽化対策事業でございますけれども、これはこの前計画の方でも、この同じ名目の方で、耐震改修等を行っておりますので、今回、新規ではなくこちら載せていただいておりますので、先ほどおっしゃっていただきました、各学校の老朽化というのは、おっしゃっていただいた通りのような状況でございますので、全員協議会の時にも申しましたように、この財政支援である過疎事業債が活用できる10年間のうちに、市民の皆さんの生活に密着した、特に子供たちの、学習環境を着実に進めていくということは大事なことだろうというふうに思っておりますので、内部の方で検討して参りたいと考えております。で、57ページの東京オリンピックパラリンピックでございますけれども、この計画は、今回ご可決いただきましたら、令和3年度から遡及して適用できるものでございます。事前合宿は結果として、中止になりましたけれども、この策定を準備しておりましたときには、事前合宿があるかもしれないということでもございましたので、先ほど申しましたように、使う可能性のある事業は、幅広く載せているということで、掲載してあるものでございます。

○細美総務部長 はい、それでは失礼いたします。私の方より、先ほど委員おっしゃいました、いわゆる過疎基金の制度の方を少しご説明をさせていただければと思います。この過疎基金につきましては、充当をさせていただくためには、やはり同じようにこの計画に載っておる事業に対して、後から取り崩して充当するという仕組みになってございますので、後年度になって、自由に使えるというものではございませんので、過疎基金に積み立てるにしても、この計画としてソフト事業対象のソフト事業として載せることが必要でございます。また、過疎基金のいわゆる枠というものが配られるわけでございますけれども、これは積み立てをするときに限って枠が配られるものでございまして、それ以上の直接充当と申しますけれども、その年に借入れをしその年のソフト事業を充てる。これにつきましては、全国で枠に余裕があった時にだけ来るということで、原則は、今年度で申し上げますと、2億7000万円ぐらいでございますけど9月補正上げさせていただいておりますが、これは積立るのが原則という制度になっております。以上でございます。

○大森委員長 よろしいですか。

○新田委員 小中学校老朽化対策事業についてっていうのは具体的に、50年40年30年の校舎の計画があるんですかっていうのを聞いたんですけど、それが具体的に、いや、こういうふうに向こう十年間で過疎債を使って立ててありますか。それに関わって学校統廃合を意見諮問が出されて、まだ教育委員会の方針は決まってませんが、統合するかどうかということも、あるのがそれに関係あるんですか。という質問だった。ちょっと言い方悪いですけど、どうせ統合するんだっけ古いの後回しよっていうことになってもらっちゃ困るなっていう思いが、思いとしてあります。それがもう1回お願いします。それから、地元高校からね地元へ就職したというのに、キャリアの育成事業だけですか。私、これで受けて、他の自治体等も調べたんですがね。

結構自治体が祝い金 10 万円。そのためのアパート住宅あっせん何万円。要は、Uターン、Iターンじゃって外の人が何とかっていうよりか、まさにその意思を持って地元就職するところに、もっと手厚い支援があつてええんじゃないですか。その子たちがいずれは兼業農家であり、親の農地も継いだり、そういったところにも波及していくわけでしょう。それなのに、キャリアの育成事業で体験だけするのしてます、よりか、もっと結婚祝い金と同じぐらい考えていいんじゃないかと。これ、新規事業いなかったらこれ向こう十年間、これではないということになるんですよね、今のご答弁だと。あえて聞きますけど、いっぱいあるじゃないですか。地元を大事にするという視点について見解を問います。それから、オリンピックわかります。あと、私で 13 校は何でかちゅうのを聞いたのよりも、高校まで、県立高校まで視野に入れて考えてるんですよという前置きですよ。それなら、市内 3 校へのさっきの地元高校から地元就職への行政としての高校への手だてや突っ込みがあるんじゃないんですかっていうのを問うたんでその分の答弁がございませんでしたのでお願いします。

○宮脇部長 高校生の方の支援でございますけれども、担当部局の方へご意見の方は伝えさせていただきますまして、この過疎計画の方は変更することは可能でございますので、必要であれば、追加の方はしていけますし、また過疎債以外の一般財源でございますとか、各種補助金等の使用も可能でございますのでご意見等の方は伝えさせていただきたいというふうに考えております。学校の老朽化対策事業でございますけれども、こちらの方は、内部の方でも検討いたしまして、実施計画でありますとか予算の方でお示ししていきたいと考えております。

53 ページの学校教育のところでございますが、市の方で管轄しております学校教育の方が、小中学校ということになっておりますので、小中学校の方の記載をさせていただいておるところでございます。先ほどの高校生の就職支援等につきましては、定住対策の方の部局とも情報提供していきたいと思っております。

○新田委員 明確な答えがいただけるのは、基金の運用がもしかしたら図れるっていうぐらいになっちゃうということですかね。今後新事業をとしていくためには、ちょっと違うんですか。産業振興課だったり教育委員会だったりという管轄わかりますけど、これは、この計画そのものが、この全員協議会で合同審査になっているっていう意味は、課がおらんけ答えられんで終わるんなら、どんな意味があるんやって逆に問いたいんですけどよう伝えてください。終わります。

○宮脇部長 過疎計画の方は変更は可能でございますので、こちらの方へ追加していくということは可能でございます。追加をしないと基金の方も使えませんので、必要な事業は今までも、9 月議会等をお願いしてきたところでございます。

○大森委員長 他に質疑はございませんか。

○掛田委員 それでは私は、11 ページの下から 6 行目から 12 ページの 12 行目までの記述について、ご質問させていただきます。行財政の状況、財政の状況についての質問になるうかと思えます。この計画期間、令和 7 年度の計画期間の中で、コロナが収束してるかどうか、これはわかりませんが、今の国の財政状況を見たとき、これらの収束後には厳しい財政引き締めというもの

が自治体に求められると私はそう考えております。現に、国の予算建議であるとか、骨太方針などにも、そのことはしっかりとあらわれていると思います。よくある、記述の仕方なんですけども、実際、この令和7年度までを見通したところで、財政の将来見通し、これどのように考えていらっしゃるのかを質問させていただきます。

○財務部長 失礼いたします。今後の財政見通しとのご質問でございますけども、委員おっしゃいました通り、このコロナの対策でかなりの財政出動、国の方ではしておるのを承知しております。また、そうした後にはですね、当然地方財政の引き締めが起こるであろうということも想定をしておるところでございます。現在、長期的な財政見通し、策定をしておるところでございます。現在の財政状況、改めてご説明申し上げますと、歳入が交付税の一本査定により減っているのに対して、残念ながら、歳出の方はまだそのペースまでしっかりと取捨選択できていないというふうに考えてございます。これがあらわれておるのが経常収支比率、今回 97.5 と昨年度と変わりませんでした。これはこれまでご説明申し上げましたように、コロナにより歳出がたまたま少なかったと、こうした影響が大きいものというふうに分析しておりますので、今後におきましては、厳しい財政状況、歳入歳出がもうぎりぎりのところという状況を乗り切っていかなければならない。そうしたときにおきましては今回のこの過疎債、それからソフト事業、こういうところを、大変有利な財源でございますので、この十年間の間にやるべきものをやる。しかしながら、財政のバランスもしっかりと見通してやっていくと、こういうバランスをとった財政運営、必要であろうというふうに考えておるところでございます。

○掛田委員 地方自治法の第1条の2に、自治体の責務とまでは書いていませんが、住民福祉の向上、増進、こういったものがうたわれております。当然財源が枯渇するようであれば、市民の皆さんに我慢していただくところもあるかと思いますが、限られた財源の中で住民福祉の向上増進をどのように担保していくのか。これは非常に大きな、これからのチャレンジだと思います。その点を踏まえながら、先ほどの記述内容を見ていったときに、財政の健全性は維持してるといような内容がありました。しかし、先ほど部長答弁にもありましたように、経常収支比率が高止まりをしているというように、そこが本市の非常に大きな課題であろうと、このように私も考えております。今後、この経常収支比率、どのような形で改善をしていくおつもりなのか。で、もう選択肢がもうないんですね、結局、経常収入をふやすか、経常支出を減らすかという、そういう選択肢しかないんじゃないかなと私は思ってるんですけど。経常収入を増やすよりもやはり経常支出をやっぱり減らしていくような形で、経常収支比率をやはり下げていくというような手法になろうかと思うんですね。で、住民福祉の向上というのが、一方の柱にあるわけですから、この数値を下げるということが自己目的になってはいけません。それを私は、お伝えしたいところなんです。本市の今の財政状況、或いは令和7年度の財政状況をかんがみした場合、どの辺りに落ち着かせるのが妥当なのか。その辺りをお話していただければと思います。

○細美部長 現在の財政状況。当初予算で編成をさせていただくときに、いつも15億とか、いような金額を繰り入れをさせていただいておりますというふうに申し上げます。財政調整基金にしてもスタートの時点で大体5億ぐらいを入れておるのが今常でございます。一つ



の目線といたしましてはやはり、持続可能な予算編成、財政運営、こうしたものがポイントになるかと考えておりますので、そういう目線で見ますと、例えば、今回、過疎基金、先ほど申しましたように、2億7850だったかと思えますけれども、のものを今年組みます。ということは、この程度の枠3億円弱の枠が来るということであれば、その3億円を使うことで、住民サービス、こちらの方を維持していく。ということになりますと、基金の繰り入れをゼロにする必要はないかと思っております。しかしながら、財政調整基金は取り崩せばなくなります。こうしたもの、要するにその持続可能という目線が一つのポイントであろうというふうに考えておりますので、そうした目線での財政運営計画なり、財政運営、今後心がけて参りたいというふうに考えております。

○横光議員 何点か、お尋ねしたいと思いますけれども、過疎地域の本計画ですよね。昨年、11月に示された実施計画の事業と、この中のうちの過疎対策でやる事業というものをこの計画の本計画の中へ入れてあるだろうというふうに思うわけでございますが、この整合性というのはとれているのかどうか。ということをちょっと1点目、お伺いをいたします。2点目として、4ページの人口等の動向の中で、伝統文化などの衰退や農地の荒廃化による環境悪化などが、様々な影響が予想されるとされております。そして、7から8ページにかけて、美しい風土を後代に伝える社会への転換ということで、本市の豊かな環境は、農業を初めとする産業を支える貴重な財産である。しかし、耕作放棄地や管理ができてない山林が増加してる云々としてありまして、景観対策にこれまで以上に取り組む必要があるというふうにされておりますけれども、この計画において、農業対策特に、農地の荒廃化を防ぐ対策は具体的にどのような計画されているのか、お伺いをしたいと思います。3点目として、先ほどから出ております、基金積み立てでございますけれども、今年度も2億7850万円の基金積み立てをされました。この本期間十年間ありますけれども、これは計画5年ですか、過疎のあれは十年間ですが、この時限立法が切れた後のこの基金の運用ということができるのか、それとも、この十年間の間に使っていかななくてはならないのか。その点についてお伺いをしたいと思います。そして最後に、58ページにですね集落の整備、ということで、農林業生産や、地域活動を担う後継者などの人材不足により、農地や山林の荒廃が進み、集落の活力の衰退に伴う、集落の消滅も危惧されている。引き続き市民が主体となって、地域力の維持向上を図るなど、魅力ある地域を創造する必要があるというふうに、問題点、現況、問題点書いてありまして、その対策の中には、引き続き住民自治組織等による地域資源の活用や、個性豊かな魅力の創造などに取り組みに対して支援を行う必要があるとされておりますが、この集落の維持にですね、住民自治組織の活動云々だけで済まされるのかどうか。その点についてどのようにお考えなのかということをお伺いしたい。

○宮脇部長 1点目の実施計画との整合でございますけれども、実施計画等の整合はとっております。続きまして、環境、農地の保全のことでございますけれども、2、28ページ等に、農地等保全事業の方を抱え、挙げさせていただいておるところでございます。

また、耕作放棄地でありますとか、鳥獣被害などの農地の関係の被害等は深刻で重要な課題でございます。対策の強化は重要だというふうには認識しております。この過疎計画のベースには、

農業振興プランがありますので、こちらの方は過疎が使えるものを載せておるようなところでございますので、ここに書いてある計画に限らず、農業振興に関する具体的な政策は、農業振興プランの方で進めて参りたいと考えております。そのための過疎の財源が必要な事業について、こちらの方へ記載しているところでございます。で、58 ページの、集落の方の整備でございますが、これも先ほど申し上げましたように、こちらの住民自治組織等の補助金だけではなくて、集落支援員による地域づくりでありますとか、それぞれ地域の諸団体の皆さんとの関わりでありますとか、総合的な対策が必要だというふうに考えておりますが、たちまち過疎債を充当する事業としてこちらの方やらさせていただいておるといような整理でございます。

○細美部長 過疎基金の活用でございますけれども、現在の新しい法律におきまして実は旧過疎から卒業した、いわゆる卒業団体と言われますけれども旧過疎で対象で今回外れた、そういうところに対しては、実は5年間なり6年間なりというような、いわゆる激変緩和の措置がございます。次回の過疎法において、仮に三次市が外れたといたしましても、一部が過疎で残る可能性もございますし、そのあたりにつきましては次の過疎法のところでの整理になろうかと思っておりますけれども、残高の問題もございますし、何らかの激変緩和措置、こうしたものがとられるのではないかと。いうふうに考えておるところではございますが、次回の法律次第というところでございます。

○横光委員 最初の整合性というところで、何が言いたいのかというと、ローリング計画は3年間、本計画は十年間のうちのこの5年間であって、3年間で計画されていないものがこの5年間の中のあと2年で計画されていると。いうところなんですよね。でも、その整合性をはっきりチェックしようと思ってもですね。実施計画の中に事業内容というものが前まで書いてあったんですが、ここ数年間、事業はそれぞれ個々の事業を書いてないんです。チェックしようがないというところがあるんで、執行部においては整合性をとるといふふうに言われますけれども、各議員、或いは市民においてもそれをチェックしようがないんですね。ですから、誰が見てもわかるような、個々の事業を記載してチェックする体制をとっていただきたいというのが一つ。次に、基金の活用でございますけれども、10年先のことを言ってもしょうがないんですが、支所管内だけ過疎残って、旧市内が過疎でなくなったという場合にですね、その活用の金はどこに使われるかというのが一つ心配な点がある。計画に入るから使われると過疎でないときは使うことになるんで、そこらを、12分に基金の活用ということでは、財政の運用方法としては、非常にいい方法だというふうに私は思いますけれども、そここのところがあるなということと、後背地の問題でございますが、やはりこの計画の中に、農業に対する気持ちというのがどんと伝わってこないんです。やっぱり農業集落を守るためには、地域の農業というものを活性化して、稲作だけでなくして、本当に儲けになる農業というものを推進して欲しいという思いがあるんで、そこらところをですね、次回変更されるときに期待させて欲しいという思いがあるんですがそのところはいかがでございましょうか。プランあるから、これでいいんじゃないですかいうんでなくして、この計画でも、地域を守っていくようにはこうするんですよというのが欲しいんですね。そういうところをちょっとお願いしたいと思うんですがいかがでございましょうか。

○宮脇部長 最初の実施計画でございますけれども、事業名は載っておりますが、確かに財源が起債というので、ひとくくりになっておりまして、いろんな起債、どれがどの起債かというのわからないと言われればそのような記載にはなっておりますが、一応はその事業名は、載せさせてはいただいておりますのでございます。

農業に対する気持ちでございますけれども、やはり市の基幹産業は農業だというふうに私たちも思っておりますし、荒廃地を守るということも大事な事業だということもよく承知しております。次回に向けましては、記載の仕方については検討して参りたいと思いますが、どちらかといいますとこれ、そちらの事業に対する対策という書き方になっておりますので、どうしても少し薄めになったんだろうかというふうに思っておりますが、農業に対する市としての思いというものはしっかり持っておりますので、ご承知いただきたいというふうに思います。

○細美部長 失礼いたします。基金の活用につきましては、委員おっしゃいましたように10年後のお話ではございますけれども、そのときのですね、状況に応じて、いろいろ協議をさせていただきながら、決めていきたいというふうに考えておるところでございます。

○竹原委員 今回の持続発展計画、時限立法の10年ということなんで、平常の法律よりも、上位の法律なんで、金が、総額がね幾らあるんかようわからん話だけど、基本的には普通の法より上位法なんで、やはり先ほどからあるように、具体的にこのことをするよというものが、ないと、何かインパクトがないというか、進まんのかなじゃないかな。最後の10年だということの、過疎法の最後の10年だということの、決意というかね。それがどうなんだろう。今、いみじくも細美部長が言われたように、次の法律があるよという気持ちでおるんなら最後の10年とは思わんのか知らんけど、これが最後の10年の特別措置、時限立法なんじゃから、そこの思いというのがね、全然伝わってこんのんですよ。だからそうか思うて改めて聞きました。まだ次の10年があるんかなと過疎法が続くんかなというのがあるんなら幾分安心したり、そりゃ時の政治ですから良くわかりませんが、過疎地域がますます過疎になって、どう日本の国が進んでいくんかということも含めて、中央でもっと議論せにゃいけんのだらうなというふうに思う。こんなことじゃとても良いことにならんかというふうに思います。それから、決意の方が一つ、どの程度決意があるんかというのは一つ教えてください。それから、一番この過疎を解消するための人口減少を止めていくということになるんだろうと思っておりますが、今あるようにその事業計画の具体の中にどういう目標があるんかがちょっとよくわからん。例えば、工場の従業員数は何人にしよう思うよるかとか、農業従事者が、今、将来的にどうしていこう。具体はどうするんかというのがですね、今横光議員が言われたように、基幹的農業従事者がねえ。平成17年5900人おったものが、今3238人。ね、2700人から減つとるわけで、これをこのままずっと、目標をすればすりゃどこ行くんかというのがちょっとよく見えんですよね。ですから、この法律の中に基本方針と基本目標出しなさいというふうに書いてあって、基本目標の人口数値社会減、目標値概ね均衡ということになつとるんじゃないけど、概ね均衡がよくわからん目標値。今回92人社会減があつて、ずっと下がって行って、社人研と、それから希望的観測のある人口で2万8000人と4万4000人ですかね。だから、ここに1万7000人ぐらいの差があるんですよ。2060年。そこをど

ういうふう具体的に、今、いつも宮脇部長が言われるように、概ねどの、どの階層も、同じような、人口の構成が欲しいという話ですが、しかし0歳から4歳のところがですね、去年何人生まれたかよくわかりませんが、増えとるんですよね。2020年1976人だったのが、2050年には2081とかいうて、200人ぐらい。200人まで増えてないが100人ぐらい増えとるように、年少人口があるんですよね。だから年少人口がそこまで生まれるためには、産める人口というのがそんなに増えてないですよね。そういう具体的に、0歳から4歳の手だてはどうなのか。5歳から9歳はどうするんか、10歳から14歳をどうするんかという、その具体的なですね、目標立てんと、人口減少は止まりません。ここあるような、4万2060年に4万4866人というのは、実現せんと思う。これは夢のものが、昔ある市長が10万人構想いいましたが。10万人構想なんかありえないんで、そんな時も言ったんです。夢のそんな計画を無防備に立って、できない成就もしない計画たつてええことにならん。そういう、サッカーじゃないけど、あれですよ。首都いうか、この方へ持ってくるような話で、10万人構想ありましたが、そんなことじゃなくて地道に、農業人口はどうなのか、工業人口はどうなのか。人口5歳割りにしとるんだけど、その具体性を、まず、明らかにすべきじゃないかなというふうに思います。これは5年間ですが、長期10年の計画も、もちろんいるのではないかなというふうに思います。それから基金積み立てですが、基本的に総額なんぼをこれが基金総額になるんですか。それぞれにありますけど、例えば、中央病院を建て替えるところも、建て替えもあるんでしょけど、向こう7年間に、建てる計画を立てるということなんで、中央病院、そうするとこの十年間の中に入るわけよね。基金積立はどのくらいいるのかなあというふうに思うんですよね。そういう基金積立のことは書いてありますが幾らとは書いてないんで、総額どのくらいなのかお知らせ願いたいと。

はい。

○宮脇部長 過疎計画でございますけれども、やはり法律は、どのようになるかわかりませんが、ただ、最後の10年だと思っています。思ってますというかこの間の、これ議員立法でございましたけれども、協議の過程でおきますと、やはり人口の減少率を何年から取るかということで、今までは昭和35年でございましたけれども、今の法律では、人口がもう高度経済成長の後、出切った後の55年から50年をとるというふうなところで落ち着いております。

これがまた35年に戻るとは思えませんので、やはり市としましては、最後の10年だと思ってやっていく必要があるというふうに考えております。そして先ほど申しましたが、やはり市民の皆さんの暮らしに密着した部分、分野、子供でありますとか、衛生、医療、防災など必要な社会資本については、この十年間で着実に進めていくことが大変重要だと思っておりますし、一方では、それを進めつつも、起債はやはり借金でございますので、返済していかなくてはなりません。健全な財政計画を維持していくことも必要だというふうに考えております。具体的な事業につきましては、現在検討もしておりますので、また実施計画でございますとか、予算の方でお示しして参りたいと思います。本当に最後の10年だと思っておりますので、一生懸命頑張りたいというふうに感じております。で、人口減少でございますけれども、やはり、おっしゃっていただきましたが、持続可能性が最も大事なことだというふうに考えております。

何よりも、性別や年齢等の人口構成のバランスをとっていくということを目標にしておりまして、何回も人口ビジョンの時に申しておりますが、人口5万人をキープするというのが目標ではなくて、長期的な展望として、2060年になっても、年少、生産年齢、高齢者の人口構成のバランスがとれたまちを目指していきたいという強い思いでございます。

それぞれの対策でございますが、やはり女性を取り戻すということで、二、三10代の夫婦のIターン、Uターンを重点的に取り組んでおりましたりとか、藤山先生の方の調査の方でも、そのような結果も出ております。

そちらも重点的に取り組みながら、人口も少しでも増やしていけるような対策を検討して参りたいと考えております。

○財務部長 基金についてでございますけれども、先ほど申し上げましたように、今回の過疎基金については、充当できる事業についてはソフト事業が対象でございます。ハード事業につきましては、毎年度の枠の中で直接充当していくということになりますけれども、現在、過疎ソフトの方の基金の残高が、令和2年度末で約20億円ほどございます。で、先ほど申し上げましたようにこれは、一定の枠で毎年度、借り入れができるわけでございますけれども、今年度で申し上げますと、2億、3億円弱でございました。これが、実は激変緩和措置がかかっておりまして、もともとその金額でいきますと20億円ちょっとということになります。仮にちょっと雑駁な計算ですけども、2億円ですね。2億円で十年間であれば20億円、現在の残額が20億でこっから先で20億程度いただけるということであれば40億円を、ここの10年間の中でうまく活用して、先ほど申し上げましたけども、住民サービス維持しながら、持続可能な財政運営、目指していくということになろうかと思えます。

またその時点で、10年後の時だね、使い切れなかった時のお話として、次の10年というお話をさせていただきましても、これにつきましては先ほど宮城部長申しましたように、今回の制度のその次があるというのを約束されておるわけでもございませぬし、無論、財政運営において、そうした甘い見通しといいますか、希望的観測を持っておるわけでもございませぬので、重ねてその点につきましては、この十年間でのしっかりとした対策をとっていくということを重ねてご説明させていただきます。

○竹原委員 決意は、最後の10年ということで、ぜひともですね、そこへ向けて、今言う、それぞれの人口目標、そうですね。均衡あるということですが、実際乖離しとるわけで、やはりそこをまた、ある程度ですねやり変えんと人口をどうしていくんかという目標、例えば、去年の出生率はなんぼだった。去年の出生率は、何人生まれたんですかね、昨年度、それらが、20年間で、200人なら、200人で2年間なら、4000人、この計算は全然合わなくなってくるわけですね。だからそういうところの、一つ一つ、まちづくりの主役である人づくりということになるんなら、そこにどれだけ財源を投入していくんかということになるんじゃないですかね。よその全国的に見ても2.0を超えたところのはあるわけで、やっぱそこに学んで、今、新田議員が言われたように高校生の子供たちを定住させるための補助金とか、結婚祝い金とか出産祝い金とか、などなどですね。様々な制度、子供たちのために、全国を見たらあるわけですね。そういうと

ころから見るとやっぱり三次はまだまだ薄い。本当に出生率や年少人口を確保していこうという、向こう十年間ですから、しっかりそこをやらないけんのじゃないかと思いますが、それぞれのところにもし農業人口や工業人口や、様々様々な目標値があれば、法律の中にも目標値出しなさいって書いてあるんで、どの程度目標があるのか、あわせてお聞きしたいと。

○大森委員長 どうですか。先ほどの竹原委員の質問の中にもっと案の中に具体性を入れるべきじゃないか。書くべきじゃないかという意見もあったんですが、それに合わせて、今の再質問に対する、答弁をお願いできればと思う。

○宮脇部長 具体性の部分でございますけれども、この過疎計画は、本市のまちづくりの総合的な指針である第2次三次市総合計画の実現に向けて、まちひとしごと創生総合戦略を踏まえて策定しているものでございます。総合計画は、人口減少、少子高齢化を初めとする、変化する社会情勢の中にあっても、市民の幸せの実現を図っていくために、市民一人一人の力に自信と誇りを持って、可能性を信じて知恵を出し合い、新たな取組に挑戦していこうというまちづくりの総合的な指針でございます。具体的には、そちらの方の総合計画でありますとか、まちひとしごと創生総合戦略、それと各所管の計画の方へ書かせていただいております、こちらの方の計画は、それらの計画を包含して、過疎対策事業債が活用できる可能性が高い事業に関して、記載しているというものでございます。決して薄いというものでもないというふうに考えております。

先ほど出生数の推移でございますけれども、平成30年が360人。令和元年が337人。令和2年が319人でございます。合計特殊出生率も、平成30年が1.60。元年が1.57。2年が1.50と、減少傾向でございます。ちなみに、合併した平成16年以降では、平成18年の544人が一番多くなっておりまして、出生率では、平成20年の1.79が一番高い状況でございます。で、それぞれの目標値でございますが、それぞれの所管する計画の方へ持つておるものは持つておるというようなことになっておりまして、それらをここへ全部記載してるようなことにはなっておりませんけれども、それぞれが目標を持つて、それぞれの事業をやっていききたいというふうに考えております。

○竹原委員 今、例えば、出生率の例を言いましたが、目標値は1.8なんぼと。国は2.07だったですかね、ぐらいじゃないと人口の維持はできないということだったんですが、そこへ持つていくために、具体的にどうするんかというのは、各課に書いてあるというなら各課で、向こう10年間の目標値というのはまた改めて、聞かせてもらえばと思いますが、やはり、そこが基本だったり、今言うように、農業従事者や林業従事者などなどの目標値もですね、この8条の中には、地域の持続発展に関する目標というのがあって、その目標がですね。やっぱ立てられなくちゃあならないんじゃないかなというふうに思います。それから適正な基幹集落の人数とかって書いてありますが、一体全体その地域の基幹集落の適正值というのは持つとるんですか。各地域、それもあわせてちょっとお聞きしたい。

○宮脇部長 集落の目標値は持つておりません。それぞれの地域で、やはり地域の個性特性を生かした地域づくりを進めていただくことが、人口減少少子高齢化の中で非常に重要なことであるというふうに考えております。

○竹原委員 今回、過疎法の 8 条の中にある、過疎地域の持続発展市町村計画ということなんで、やっぱりそれらも含めてですね、細かく、集落の基幹集落の適正規模はどうかということをごすね。これ明らかにしとかないかんのじゃないかな。だらだら減っていくことをごすね、ただ眺めとるんではいけないんで、どうしたらその適正規模まで国が書いとるんで、それらも含めて議論をしてもらいたいというふうに、はい。

○大森委員長 他に質疑はございませんか。

○大森委員長 それではこれをもって質疑を終結いたします。執行部の皆さん、大変ありがとうございました。

○大森委員長 それでは、ここで、本議案に対して委員長報告に付すべき意見がありましたら、ご発言をお願いいたします。なお、総務常任委員会所属委員については、後程他の議案とともにお聞きいたしますのでお願いをいたします。それでは、委員長報告に付すべきご意見ありましたら、お願いいたします。

○竹原委員 先ほども言いましたように、この過疎法の方が最後の 10 年だという心意気というか状況だということをごすね、やはりしっかりと自覚をしながら計画立てていかないとけない。職員の隅々までごすね、各課の隅々までそういう意識はないんじゃないかなと思うんで、具体性も何もなし。中央病院の建替を 160 億とか、200 億に近いようなんだけど、40 億しかないんなら、全体ですよ、とても向こう 7 年間で建てかえるようなことにならんようになるんじゃないかなと、そういう具体性、出生率も下がってますよという程度の話よね。だから、そうした具体的な基本目標を明らかにしなさいという、法律にも書いてあるんで、やっぱそういう心構えと基本目標とやることというのをごすね、ちゃんと明記をすべきだと。これの中、計画書の中には、各課に任せるんじゃないにごすね。一つのものにすべきだということ。強く書いていただきたいというふうに思います。

○新田委員 計画案として提示されておりますので、私はぜひ地元高校出身者が、地元で就職をするための手厚い支援策を、事業計画の具体として加えるべきではないかというのをお願いしたい。祝金とかそんな細かいのにこだわるんじゃなくて、もっと幅広い意味での支援策を是非とも、事業計画の具体として、加えていただきたいという要望を持っておりますので、委員長の方でよろしく取り計らってください。

○徳岡委員 再生可能エネルギーに関して、こちらに記述はあるんですけども具体的な計画というものに落とし込まれていないということで、有利な計画があればごすね、柔軟に対応していただきたいということをしていただけたらと思います。

○大森委員長 他にご意見ありませんか。

○大森委員長 他にご意見がございませんで、今のお三方の意見を反映させていただきます。それでは、お諮りいたします。委員長報告の作成等につきましては、先ほどいただいたご意見と、総務常任委員会での意見を反映したのち、正副委員長にご一任いただきたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

(なしの声)

○大森委員長 ご異議なしと認めます。

以上で総務常任委員会、教育民生常任委員会、産業建設常任委員会連合審査会を終了いたします。  
教育民生、産業建設の委員の皆さんご協力ありがとうございました。

午前 11 時 18 分 閉会

三次市議会委員会条例第 28 条第 1 項の規定により、ここに署名する。

令和 3 年 9 月 13 日

総務常任委員会

委員長 大 森 俊 和